

公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程

平成17年4月1日

規程第15号

改正 平成18年3月30日 規程第14号

平成19年3月30日 規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第54条の規定に基づき、公立大学法人岩手県立大学(以下「法人」という。)に勤務する就業規則第2条第1項に規定する職員が退職(死亡を含む。以下同じ。)し、又は解雇された場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支払)

第2条 退職手当は、職員(就業規則第22条の2の規定により採用された者を除く。以下同じ。)が退職し、又は解雇されたときにはその者に支給し、職員が死亡したときにはその遺族に支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 職員(職員が死亡した場合にはその遺族)が自己の預金又は貯金(郵便貯金を除く)への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第2条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- (2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- (3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 4 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者(就業規則第 19 条第 2 号の規定により退職した者(就業規則附則第 2 項又は第 3 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。) 又は 25 年未満の期間勤続し、勤務事業場の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。) に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号) 第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。) による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。) により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当がうる者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第 5 条 就業規則第 23 条第 1 項第 4 号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者(就業規則第 19 条第 2 号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務事業場の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。) に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- (3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- (4) 35 年以上の期間については、1 年について 100 分の 105

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由以外の理由により給料月額が減額されたものがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 5 条の 2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。) 以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。) における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。) が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前 3 条の規定にか

かわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由より退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第7条の2第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、第10条による次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は岩手県の職員として退職したことにより職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第10条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた岩手県の職員としての引き続いた在職期間
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者及び勤務事業場の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職したものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び

		特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	--

(普通退職の場合の退職手当)

第3条 次条又は第5条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75
- (3) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年以上25年未満の期間勤続して退職した者(就業規則第19条第2号の規定により退職した者、若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)又は勤務事業場の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の125

2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したものの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用す

る。

(整理退職等の場合の退職手当)

第 5 条 就業規則第 23 条第 1 項第 4 号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者 (就業規則第 19 条第 2 号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。) に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150

(2) 11 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165

(3) 21 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180

(4) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 150

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの (同項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の額について準用する。

3 第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額 (給料及び扶養手当の合計額をいう。) に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270

(2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360

(3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450

(4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540

4 第 1 項及び前項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から 1 年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して 1 年以内に退職した場合においては、適用しない。

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第 6 条 前条第 1 項の規定に該当する者 (25 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。) のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であって、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 10 年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額」とする。

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第 7 条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規

定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第 8 条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 9 条 第 3 条から第 5 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 9 条の 2 第 5 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額

(2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 9 条の 3 第 5 条の 3 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条	第 3 条から第 5 条まで	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の
第 6 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号イ

		に掲げる割合
--	--	--------

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第15条第1項第1号(業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。)から第3号まで、第5号及び第6号の規定による休職、就業規則第39条第1項第3号の規定による停職、公立大学法人岩手県立大学職員育児休業規程による育児休業、公立大学法人岩手県立大学職員介護休業規程による介護休業により現実に職務を執ることを要しない期間のある月(現実に勤務を執ることを要する日のあった月を除く。))を除く。)ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号の期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

4 次の各号に掲げるものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職したものでその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。)第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他この条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第9条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、公立大学法人岩手県立大学給与規程に規定する給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

(勤続期間の計算)

- 第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
 - 3 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
 - 4 前3項の規定による在職期間の算定については、次に掲げる事由により現実に職務を執ることを要しない期間のある月(現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、当該各号に掲げる月数を前3項により計算した
在職期間から除算する。
 - (1) 就業規則第15条第1号(業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。)(心身故障)及び第2号(刑事事件)の規定による休職 当該休職の期間のある月の月数の2分の1に相当する月数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、この項において同じ。)
 - (2) 就業規則第39条第3号の規定による停職 当該停職の期間のある月の月数の2分の1に相当する月数
 - (3) 就業規則第34条に定める育児休業(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。) 当該育児休業の期間のある月の月数の3分の1に相当する月数
 - 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、岩手県の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の岩手県の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の岩手県の職員としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、岩手県職員の例により計算するものとする。
 - 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合においては1年未満)の場合には、これを1年とする。
 - 7 前項の規定は、前条又は第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
 - 8 第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(岩手県から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

- 第11条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて岩手県の職員となるため退職し、かつ、引き続き岩手県の職員として在職した

後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 退職手当のうち、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で別に定めるもの

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(退職手当の支給制限)

第12条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 就業規則第23条第2項第2号の規定により解雇された者

(2) 就業規則第39条第4号の規定により懲戒解雇をされた者

2 退職手当のうち、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で別に定めるもの

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第13条 職員の退職が、就業規則第23条第1項第2号及び第2項第1号の規定に該当する場合であって、就業規則第25条の規定により解雇予告手当が支給されている場合は、その解雇予告手当は、その職員の退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第14条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母について

は養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第15条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第16条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第4項において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条 理事長は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給の一時差し止め(以下「一時差止」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を職員が通常知りうべき大学施設内の掲示場所に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示された日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止を受けた者は、理事長に対し、その理由となった事実認定や手続に不服がある場合には、当該一時差止を受けた日の翌日から起算して60日以内にその取り消しを申し立てることができる。また、60日を経過した後においては、当該一時差止後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場

合において、一時差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(2) 一時差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止を行う場合は、当該一時差止を受けるべき者に対し、当該一時差止の際、一時差止の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、一時差止に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の返納)

第18条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部を返納させることができる。

2 前項の規定により退職手当を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、別に定める。

(実施規定)

第19条 この規程実施のための手続その他執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日以後の退職による退職手当について適用する。

2 第4条及び第5条中の「就業規則第19条第2号の規程により退職した者」には就業規則附則2及び同3の規定により定年を延長された者を含む。

3 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「地独法」という。)第59条の規定により法人の職員となった者の第8条第1項の職員としての引き続いた在職期間については、地独法第61条の規定により、その職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなして取扱うものとする。ただし、その者が岩手県を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

附 則(平成18年規程第14号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程(以下「新規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、そ

の者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（以下「旧規定」という。）第3条から第5条の2まで及び第9条の規定により計算した退職手当の額が、新規程第2条の3から第6条まで及び第9条から第9条の5までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2 職員のうち新規程第10条第5項及び第6項の規定により新規程第5条の2第2項第2号の規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、岩手県職員の例による。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧規程第3条から第5条の2まで及び第9条の規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新規程第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

- (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新規程第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新規程第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、岩手県職員の例による。

第4条 基礎在職期間（新規程第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日が施行日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成18年規程第14号）附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

第5条 新規程第9条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

（規則への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年規程第22号）

この規程は、平成19年3月30日から施行する。